

人 事 委 員 会 年 報

平 成 2 9 年 度

福 島 県 人 事 委 員 会

目 次

第 1 委員会運営関係業務	1
1 人事委員会の運営	1
(1) 人事委員会の委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
第 2 総務関係業務	9
1 個人情報の開示状況	9
2 公文書の開示状況	9
3 条例案に対する意見の提出	10
4 総務関係規則等の制定・改廃状況	10
第 3 任用関係業務	11
1 職員採用候補者試験の状況	11
第1表 採用候補者試験の実施日程	11
第2表 採用候補者試験の実施結果	12
第3表 採用候補者試験の受験資格	13
2 採用選考の状況	14
3 昇任選考の状況	14
第4表 平成29年度における採用選考・昇任選考の状況	15
4 募集広報活動等の状況	17
5 任用関係規則等の制定・改廃状況	18
第 4 給与関係業務	19
1 職員の給与等に関する報告及び勧告	19
2 給与関係規則の制定・改廃状況	30
第 5 勤務条件関係業務	33
1 勤務条件の実態	33
2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況	43
第 6 労働基準監督関係業務	44
1 労働基準法による事業区分の決定	44
2 職権行使の実績	46
第 7 公平委員会受託業務	48

第 8	公平審査関係業務	49
1	勤務条件に関する措置の要求	49
2	不利益処分に関する審査請求	50
3	公平審査関係規則等の制定・改廃状況	50
第 9	人事行政相談業務	51
1	人事行政相談業務の概要	51
2	人事行政相談の状況について	51
第10	職員団体関係業務	52
1	職員団体の登録の状況	52
2	管理職員等の範囲を定める規則の改正	55
第11	そ の 他	58
1	事務局の組織及び分掌事務	58
2	事務局職員名簿	59
3	諸会議の開催状況	59

第1 委員会運営関係業務

1 人事委員会の運営

(1) 人事委員会の委員

人事委員会の委員長及び委員は、次のとおりである。

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	このとしお 今野 順夫	平成22年7月23日 委員就任 平成26年7月23日 委員再任 [委員長就任] 平成25年8月1日～平成26年7月22日 平成26年7月31日～現在	(現)大学名誉教授 (公財)福島県国際交流 協会理事長(非常勤) 生活協同組合理事長 (非常勤)
委員	かさま よしひろ 笠間 善裕	平成27年7月16日 委員就任	(現)弁護士
委員	さいとう のりこ 齋藤 記子	平成29年7月20日 委員就任	(現)会社役員

(2) 人事委員会の開催状況

人事委員会の開催回数は25回(定例会20回、臨時会5回)で、その審議事項等は次のとおりである。

なお、人事委員会会議規則を改正し、平成30年3月14日の人事委員会から、会議を原則公開する取り扱いとしている。

ア 総括

(単位:件)

議案件数						協議	報告	その他	計
規則の 制定・ 改廃	試験・ 採用	公平 審査	条例案に 対する 意見	その他	小計				
32	29	7	4	7	79	7	9	39	134

イ 審議内容

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
29.4.20	第 1 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 平成 2 9 年度に実施する採用試験の第 1 次試験種目及び第 2 次試験種目について</p> <p>第 2 号 平成 2 9 年度に実施する採用試験又は区分試験に係る教養試験及び専門試験の出題分野について</p> <p>第 3 号 特地勤務手当に準ずる手当に係る支給対象現場事務所について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 人事行政相談員の指名について</p> <p>2 解雇予告除外認定の専決処理について</p> <p>3 特定任期付職員の採用について</p> <p>4 平成 2 9 年職種別民間給与実態調査の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>1 平成 2 8 年度福島県職員等採用候補者試験合格者の採用状況について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
29.5.25	第 2 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>(その他)</p> <p>1 平成 2 9 年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議における意見交換事項について</p> <p>2 平成 2 9 年度福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>3 平成 2 9 年度福島県警察官（警察官 A）採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>4 委員会等の開催日程について</p>
29.6.20	第 3 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 公文書開示請求の専決処理について</p> <p>2 平成 2 9 年度福島県警察官（警察官 A）採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 平成 2 9 年度 夏の朝型勤務（ゆう活）の試行について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
29. 6. 29	第 4 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 平成 2 9 年度福島県職員 (大学卒程度) 採用候補者試験 第 1 次試験の合格者の決定について
29. 7. 5	第 5 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の 職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正に ついて 第 2 号 勤務条件に関する措置要求の受理について 第 3 号 勤務条件に関する措置要求に係る審査委員の指名につ いて (その他) 1 試験制度の見直しについて
29. 7. 24	第 6 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 委員長職務代理者の指定について 第 2 号 福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する 規則の一部改正について 第 3 号 平成 2 9 年度福島県警察官 (警察官 A) 採用候補者試験 第 1 次試験の合格者の決定について 第 4 号 職員の採用試験に関する規則の一部改正について 第 5 号 平成 2 9 年度福島県職員 (民間企業等職務経験者) 採用 候補者試験の実施について (報 告) 1 職員の再任用及び再任用の任期の更新状況について (その他) 1 委員会の公開について 2 不利益処分についての審査請求マニュアルについて 3 委員会等の開催日程について
29. 8. 18	第 7 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 平成 2 9 年度福島県職員 (大学卒程度) 採用候補者試験 の合格者の決定について (その他) 1 職員団体等からの申入れについて 2 平成 2 9 年度福島県職員 (資格免許職・高校卒程度・民 間企業等職務経験者) 及び福島県市町村立学校栄養・学校 事務職員採用候補者試験の受験申込状況について 3 平成 2 9 年度福島県警察官 (警察官 B) 採用候補者試験 の受験申込状況について 4 試験制度の見直しについて 5 平成 2 9 年人事院勧告等の概要について 6 委員会等の開催日程について

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
29.9.7	第 8 回 定 例 会	(協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (その他) 1 委員会等の開催日程について
29.9.13	第 9 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 解雇予告除外認定について (協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (その他) 1 職員団体等からの申入れについて
29.9.20	第 10 回 臨 時 会	(協 議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話 について (その他) 1 職員団体等からの申入れについて
29.9.28	第 11 回 臨 時 会	(議 案) 第 1 号 平成 29 年度福島県警察官 (警察官 A) 採用候補者試験 の合格者の決定について 第 2 号 平成 29 年度福島県職員 (資格免許職) 採用候補者試験 第 1 次試験の合格者の決定について 第 3 号 平成 29 年度福島県職員 (高校卒程度) 採用候補者試験 第 1 次試験の合格者の決定について 第 4 号 平成 29 年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者 試験第 1 次試験の合格者の決定について 第 5 号 平成 29 年度福島県市町村立学校事務職員 (高校卒程 度) 採用候補者試験第 1 次試験の合格者の決定について 第 6 号 職員の給与等に関する報告及び勧告について 第 7 号 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話 について
29.10.5	第 12 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 平成 29 年度福島県警察官 (警察官 B) 採用候補者試験 第 1 次試験の合格者の決定について (協 議) 1 福島県職員 (民間企業等職務経験者) 採用候補者試験合 否判定基準について

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
29.10.24	第13回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 平成29年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 職員の昇任選考について</p> <p>第3号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(その他)</p> <p>1 措置要求にかかる係属事案の進捗状況について</p> <p>2 福島県職員等採用候補者試験における合格者の辞退状況について</p> <p>3 委員会等の開催日程について</p>
29.11.9	第14回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 平成29年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 平成29年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 平成29年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 平成29年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 人事委員会勧告の全国状況について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
29.12.5	第15回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>(協議)</p> <p>1 委員会の公開について</p> <p>(報告)</p> <p>1 平成29年度勤務条件実態調査の結果について</p> <p>(その他)</p> <p>1 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案の概要について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
29.12.7	第16回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 平成29年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 平成29年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p>
29.12.11	第17回 臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p>
29.12.19	第18回 臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</p> <p>第2号 職員の採用選考について</p> <p>第3号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第4号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
30.1.10	第19回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 平成30年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(特別募集)の実施について</p> <p>(その他)</p> <p>1 措置要求に係る係属事案の進捗状況について</p> <p>2 試験制度の見直しについて</p> <p>3 委員会等の開催日程について</p>
30.1.24	第20回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 平成29年(措)第1号事案の判定について</p> <p>第2号 職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>第3号 警察官の任用の特例に関する規則の一部改正について</p> <p>第4号 市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第6号 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第7号 職員の採用選考について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会の公開について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
30.2.1	第21回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 福島県人事委員会会議規則の一部改正について</p> <p>第2号 不利益処分についての審査請求の受理について</p> <p>第3号 不利益処分についての審査請求に係る審理委員の指名について</p> <p>第4号 平成30年度福島県職員等採用候補者試験の実施について</p> <p>第5号 職員の昇任選考について</p> <p>第6号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第7号 特地勤務手当等支給対象現場事務所の承認内容の変更について</p> <p>(協議)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p>
30.2.15	第22回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>第2号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>(その他)</p> <p>1 平成30年度事業計画について</p> <p>2 「教職員多忙化解消アクションプラン」の概要について</p> <p>3 委員会等の開催日程について</p>
30.2.27	第23回 臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の全部改正について</p> <p>第2号 人事行政相談に関する規則の一部改正について</p> <p>第3号 職員の採用選考について</p> <p>(その他)</p> <p>1 平成30年度委員公所調査の訪問先について</p> <p>2 試験制度の見直しについて</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
30.3.14	第24回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 不利益処分についての審査請求の受理について</p> <p>第2号 不利益処分についての審査請求に係る審理委員の指名について</p> <p>第3号 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について</p> <p>第4号 福島県人事委員会事務局処務規程の一部改正について</p> <p>第5号 職員の採用選考について</p> <p>第6号 一般職の任期付職員の採用について</p> <p>第7号 職員の採用試験に関する規則の一部改正について</p> <p>第8号 口頭により開示請求を行うことができる個人情報を選定する件の一部改正について</p> <p>(報告)</p> <p>1 解雇予告除外認定の専決処理について</p>
30.3.20	第25回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第2号 職員の採用選考について</p> <p>第3号 職員の任用に関する規則施行細則の一部改正について</p> <p>第4号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第6号 給料の特別調整額及び管理職手当の支給額について</p> <p>第7号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第8号 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第9号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

第2 総務関係業務

1 個人情報の開示状況

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成7年福島県人事委員会規則第3号）に基づき、平成29年度に行った個人情報の開示状況は、次のとおりである。

(1) 本開示の状況

福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験 2件 [29.9.5, 29.9.26]
 福島県警察官（警察官B）採用候補者試験 4件 [29.12.14, 同左, 29.12.19, 30.1.12]
 福島県市町村立学校事務職員採用候補者試験 1件 [29.11.1]

(2) 簡易開示の状況

試験区分	第1次試験				第2次試験				合計		
	開示期間	対象者	開示件数	開示率%	開示期間	対象者	開示件数	開示率%	対象者	開示件数	開示率%
大学卒程度 うち行政事務	29.6.30～	282	21	7.4	29.8.21～ 29.9.20	301	146	48.5	583	167	28.6
	29.7.31	239	18	7.5		163	91	55.8	402	109	27.1
資格免許職	29.9.29～ 29.10.30	26	1	3.8	29.11.10～ 29.12.11	18	5	27.8	44	6	13.6
高校卒程度 うち行政事務	29.9.29～	78	8	10.3	29.11.10～ 29.12.11	37	6	16.2	115	14	12.2
	29.10.30	78	8	10.3		24	5	20.8	102	13	12.7
民間企業等 職務経験者	29.10.25～ 29.11.24	118	11	9.3	29.12.8～ 30.1.9	36	7	19.4	154	18	11.7
警察官A	29.7.25～29.8.24（但し、共同 試験受験者は30.1.5～30.2.5）	57	0	0.0	29.9.29～ 29.10.30	147	31	21.1	204	31	15.2
警察官B	29.10.6～29.11.6（但し、共同 試験受験者は30.3.15～30.4.16）	44	0	0.0	29.12.8～ 30.1.9	210	42	20.0	254	42	16.5
学校栄養	29.9.29～ 29.10.30	8	0	0.0	29.11.10～ 29.12.11	21	6	28.6	29	6	20.7
学校事務	29.9.29～ 29.10.30	69	4	5.8	29.11.10～ 29.12.11	34	9	26.5	103	13	12.6
合計		682	45	6.6		804	252	31.3	1,486	297	20.0

2 公文書の開示状況

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成12年福島県人事委員会規則第19号）に基づき、平成29年度に行った公文書の開示状況は、次のとおりである。

開示請求日	決定内容	不開示の理由
29.6.2	請求された文書の内、不開示決定したものを除いて開示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書に該当しないため ・文書を保有していないため

3 条例案に対する意見の提出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、平成29年度中に、県議会から意見を求められた条例案及び当該条例案に対する本委員会の意見の内容は、次のとおりである。

意見提出年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
29. 6. 20	議案第9号 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
29. 12. 5	議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
29. 12. 11	議案第112号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第114号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 議案第115号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第116号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第117号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 議案第118号 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
30. 2. 15	議案第41号 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（第8条の改正規定を除く） 議案第42号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。

4 総務関係規則等の制定・改廃状況

平成29年度中に公布された総務関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 福島県人事委員会を取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
29. 8. 1	第19号	29. 8. 1	○ 「要配慮個人情報」の明確化に伴い、個人情報取扱事務登録簿の様式を整理した。

第3 任用関係業務

1 職員採用候補者試験の状況

平成29年度の職員採用候補者試験（以下「試験」という。）においては、「大学卒程度」試験の14区分試験、「資格免許職」試験の2区分試験、「高校卒程度」試験の3区分試験、「民間企業等職務経験者」試験の3区分試験、「市町村立学校栄養職員」試験、「市町村立学校事務職員」試験、「警察官A」（通常試験）試験の2区分試験、「警察官B」（通常試験）の2区分試験を実施した。

その結果、全試験を通じて28区分の試験を実施し、受験申込者総数は2,065名（平成28年度2,302名）、受験者総数は1,618名（平成28年度1,819名）となり、受験申込者総数及び受験者総数ともに前年度を下回った。

試験の種類・区分試験ごとの実施状況は、第1表～第3表のとおりである。

なお、「民間企業等職務経験者」試験に「農業土木」を新設して実施した。

また、より人物を重視した試験とするため、「大学卒程度」試験、「資格免許職」試験、「高校卒程度」試験、「市町村立学校栄養職員」試験及び「市町村立学校事務職員」試験の第2次試験の個別面接の回数を1回から2回に変更したほか、民間企業からの面接員を起用した。

第1表 採用候補者試験の実施日程

		試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日	
大 学 卒 程 度		5月2日	5月 2日～26日	6月25日	7月10日～13日 7月27日～8月3日	8月21日	
資 格 免 許 職		5月2日	8月 1日～18日	9月24日	10月16日～17日 10月27日～30日	11月10日	
高 校 卒 程 度		5月2日	8月 1日～18日	9月24日	10月16日～17日 10月27日～30日	11月10日	
民間企業等職務経験者		5月2日	7月21日～8月18日	9月24日	11月14日～15日	12月 8日	
		(うち農業土木) 7月28日	7月28日～8月25日				
警 察 官	通 常 試 験	警察官A	5月2日	5月12日～6月9日	7月 9日	8月24日～27日	9月29日
		警察官B	5月2日	7月21日～8月18日	9月17日	11月 2日～ 5日	12月 8日
市町村立学校栄養職員		5月2日	8月 1日～18日	9月24日	10月16日～17日 10月27日～30日	11月10日	
市町村立学校事務職員		5月2日	8月 1日～18日	9月24日	10月16日～17日 10月27日～30日	11月10日	

第2表 採用候補者試験の実施結果

試験区分	事項	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (名) a	第1次試験			第2次試験			競争倍率 (倍) b/c	前年度の状況		採用者数 (名) (30.4.1現在)
				受験者数 (名) b	受験率 (%) b/a	合格者数 (名)	受験者数 (名)	合格者数 (名) c	合格者数 (名)		競争倍率 (倍)		
大学卒程度	行政事務	85	575	410 (137)	71.3	170 (39)	163 (38)	105 (33)	3.9	101	5.0	92 (27)	
	警察事務	1	17	12 (9)	70.6	4 (4)	3 (3)	1 (1)	12.0	1	18.0	0 (0)	
	農業	19	50	40 (16)	80.0	37 (15)	35 (14)	22 (8)	1.8	8	3.9	22 (8)	
	農業土木	11	18	13 (4)	72.2	11 (3)	11 (3)	10 (2)	1.3	11	1.4	10 (2)	
	林業	8	20	17 (5)	85.0	15 (4)	14 (4)	11 (3)	1.5	11	1.7	11 (3)	
	土木	21	37	25 (3)	67.6	19 (1)	18 (1)	13 (1)	1.9	20	1.8	11 (1)	
	建築	1	8	8 (0)	100.0	4 (0)	4 (0)	1 (0)	8.0	1	10.0	1 (0)	
	化学	8	28	21 (4)	75.0	16 (2)	15 (2)	9 (2)	2.3	5	6.0	9 (2)	
	農芸化学	6	11	6 (4)	54.5	6 (4)	6 (4)	5 (4)	1.2	2	3.0	5 (4)	
	薬学	2	13	10 (4)	76.9	7 (2)	7 (2)	3 (2)	3.3	9	1.2	3 (2)	
	畜産	1	6	5 (1)	83.3	4 (1)	4 (1)	2 (1)	2.5	5	1.2	2 (1)	
	水産	3	7	6 (1)	85.7	4 (0)	4 (0)	3 (0)	2.0	3	2.0	3 (0)	
	機械	2	13	10 (2)	76.9	6 (1)	5 (1)	2 (1)	5.0	2	1.5	1 (1)	
	心理判定員	4	19	17 (11)	89.5	14 (9)	12 (8)	4 (3)	4.3	2	7.5	4 (3)	
	(小計)		172	822	600 (201)	73.0	317 (85)	301 (81)	191 (61)	3.1	181	4.0	174 (54)
資格免許職	司書	3	32	26 (20)	81.3	11 (8)	8 (5)	3 (2)	8.7	5	12.0	3 (2)	
	栄養士	3	27	22 (22)	81.5	11 (11)	10 (10)	4 (4)	5.5	3	4.7	4 (4)	
	(小計)	6	59	48 (42)	81.4	22 (19)	18 (15)	7 (6)	6.9	8	9.3	7 (6)	
高校卒程度	行政事務	13	136	106 (48)	77.9	28 (14)	24 (12)	17 (10)	6.2	17	6.6	12 (7)	
	警察事務	1	10	8 (4)	80.0	8 (4)	8 (4)	4 (2)	2.0	2	6.0	3 (2)	
	土木	3	6	5 (1)	83.3	5 (1)	5 (1)	4 (1)	1.3	2	4.0	4 (1)	
	(小計)	17	152	119 (53)	78.3	41 (19)	37 (17)	25 (13)	4.8	21	6.3	19 (10)	
民間企業等 職経験者等	行政事務	5	180	128 (21)	71.1	17 (2)	16 (2)	6 (0)	21.3	6	25.3	6 (0)	
	農業土木	若干名	8	7 (0)	87.5	4 (0)	4 (0)	2 (0)	3.5	-	-	2 (0)	
	土木	3	26	20 (1)	76.9	16 (1)	16 (1)	11 (0)	1.8	7	2.7	9 (0)	
	(小計)	8	214	155 (22)	72.4	37 (3)	36 (3)	19 (0)	8.2	13	13.2	17 (0)	
県職員合計		203	1,247	922 (318)	73.9	417 (126)	392 (116)	242 (80)	3.8	223	4.9	217 (70)	
警察官	警察官A	男性・一般	60	294	237	80.6	188	126	62	3.8	60	3.7	46
		女性・一般	16	61	36 (36)	59.0	28 (28)	21 (21)	16 (16)	2.3	18	2.9	13 (13)
		(小計)	76	355	273 (36)	76.9	216 (28)	147 (21)	78 (16)	3.5	78	3.5	59 (13)
	警察官B	男性・一般	60	233	216	92.7	181	160	77	2.8	53	3.9	63
		女性・一般	14	75	73 (73)	97.3	64 (64)	50 (50)	16 (16)	4.6	16	3.0	16 (16)
		(小計)	74	308	289 (73)	93.8	245 (64)	210 (50)	93 (16)	3.1	69	3.7	79 (16)
	特別警察官 募集A	男性・一般	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7.9	-
女性・一般		-	-	-	-	-	-	-	-	2	4.5	-	
(小計)		-	-	-	-	-	-	-	-	10	7.2	-	
警察官合計		150	663	562 (109)	84.8	461 (92)	357 (71)	171 (32)	3.3	157	3.8	138 (29)	
市町村立学校栄養		7	32	29 (27)	90.6	21 (19)	21 (19)	8 (7)	3.6	6	6.7	8 (7)	
市町村立学校事務		18	123	105 (64)	85.4	36 (19)	34 (18)	20 (14)	5.3	17	5.1	12 (10)	
(総合計)		378	2,065	1,618 (518)	78.4	935 (256)	804 (224)	441 (133)	3.7	403	4.5	375 (116)	

注 表中の () 内の数字は、女性の内数。

第3表 採用候補者試験の受験資格

		受 験 資 格
大 卒 程 度	行 政 事 務 警 察 事 務 農 業 土 業 農 林 業 木 業 土 建 業 木 築 化 学 産 産 畜 水 機 械	次のいずれかに該当する者 1 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 2 平成8年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は平成30年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	農 芸 化 学	次のいずれかに該当する者 1 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（大学におけるものに限る。平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した者又は平成30年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 大学において、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した者又は平成30年3月末日までに卒業見込みの者 (3) 人事委員会が(1)又は(2)に該当する者と同等の資格があると認める者 2 平成8年4月2日以降に生まれた者で、1の(1)又は(2)に該当する者
	薬 学	薬剤師の免許を有する者又は取得見込みの者で、次のいずれかに該当する者 1 昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 2 平成6年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は平成30年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	心 理 判 定 員	昭和57年4月2日以降に生まれた者で次のいずれかに該当する者 (1) 大学において、心理学を専修する学科を修めて卒業した者又は平成30年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当すると認める課程を修めて卒業した者又は平成30年3月末日までに卒業見込みの者
資 格 免 許 職	司 書	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、司書（図書館法によるものに限る）の資格を有する者又は取得見込みの者
	栄 養 士	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は取得見込みの者

		受 験 資 格
高校卒業程度	行政事務警察事務	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は平成30年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）
職民間経業等	行政事務農業土木	次のすべての要件を満たす者 1 昭和33年4月2日以降に生まれた者 2 民間企業等における職務経験を5年以上(平成29年7月末日現在)有する者
警察官	通常	警察官A(男性・一般) 警察官A(女性・一般) 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者若しくは平成30年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者
	試験	警察官B(男性・一般) 警察官B(女性・一般) 昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者若しくは平成30年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者を除く。）
市町村立学校栄養職員		平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は取得見込みの者
市町村立学校事務職員		平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は平成30年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）

2 採用選考の状況

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考による採用ができることとされている（同法第17条の2第1項）。本県では、職員の任用に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第16号。以下「任用規則」という。）で試験を行っても十分な競争者が得られない場合等について、選考による採用を認めている（任用規則第18条）。

平成29年度中の採用選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

3 昇任選考の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）により、昇任は任命権者が人事評価その他能力の実証に基づき行うものとされた。本県においては、平成28年10月に人事評価制度が正式導入され、平成30年4月1日付けの人事異動に伴う昇任から人事評価の結果を活用し、任命権者が昇任選考を行うこととなった。

なお、警察官の死亡時昇任や退職時昇任などの特例昇任については、全国でも同様の制度として設けられていることや、人事評価制度は活用するものの、公務への貢献により判断されることなどを踏まえ、引き続き人事委員会が選考により昇任を行う。（警察官の任用の特例に関する規則第4条）

平成29年度中の昇任選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

第4表 平成29年度における採用選考・昇任選考の状況

給料表	採用・昇任の別	採用					昇任				
	任命権者 標準的な職	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
行政職	部（局）長	3				3	1				1
	部（局）次長（参事）		1			1					
	課長	4	6	1		11					
	副課長		1			1					
	主任主査（課長補佐）	1	2			3					
	主査（係長）	8	3			11					
	上級係員	10	1	1		12					
	係員	22	1	2		25					
	計	48	15	4		67	1				1
公安職	警視			2		2			3		3
	警部			9		9			39		39
	警部補			12		12			22		22
	巡査部長			24		24			3		3
	巡査			48		48					
	計			95		95			67		67
	研究職	部次長									
課長											
副課長											
主任主査		1				1					
主査			1			1					
上級係員			1			1					
係員		1	1	1		3					
計		2	3	1		6					

給料表	採用・昇任の別		採用					昇任				
	標準的な職	任命権者	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
医療職(一)	部次長											
	課長	1				1						
	副課長											
	主任主査	1			1	2						
	主査				1	1						
	係員	1				1						
	計	3				2	5					
医療職(二)	課長											
	副課長											
	主任主査											
	主査				2	2						
	上級係員	1			1	2						
	係員	11			2	13						
	計	12				5	17					
医療職(三)	課長											
	副課長											
	主任主査											
	主査				8	8						
	上級係員	5			6	11						
	係員	5			3	8						
	計	10				17	27					
事務職	主任主査											
	主査											
	上級係員											
	係員											
	計											
医療職	主査											
	上級係員											
	係員											
	計											
教育職	主任主査		3			3						
	主査		23			23						
	計		26			26						
合計		75	44	100	24	243	1		67		68	

※ 給料表欄の「行政職」には企業行政職、病院行政職、「医療職(一)～(三)」には病院医療職(1)～(3)がそれぞれ含まれる。

4 募集広報活動等の状況

優秀な人材の確保を図るとともに、受験対象者等に対するきめ細かな情報の提供を行うための募集広報活動を実施した。

(1) 総合案内パンフレットの作成・配布

試験実施の周知徹底を図るほか、受験者の求める情報を的確に提供するため、総合案内パンフレット（8,000部）を作成し、説明会会場、事務局、地方振興局、県外事務所等において配布するとともに、大学等にポスターの掲示を依頼した。

(2) 試験制度説明会等の実施

ア 福島県職員セミナー・県庁見学会を県庁で開催し、県職員の職務内容等についての説明や職場見学を行った。（参加者64名）

イ 県職員の業務内容や職場の雰囲気などを座談会形式で説明し、参加者の質疑に応じる対話型の説明会「ジョブトークof福島県庁」を県内外の会場で実施した。（11回、参加者129名）

ウ 県職員の仕事のやりがいや魅力を実感してもらうため、事業案作成を疑似体験する「なりきり！1日県職員体験ゼミ」を実施した。（参加者28名）

エ 県内外の大学等に出向き、採用試験に関する説明会を実施した。（参加者 県内大学等253名、県外大学等101名）

オ 首都圏在住の受験希望者を対象に、東京都で「出張！福島県職員セミナー」を実施した。（参加者43名）

カ 将来の採用試験受験に繋げるため、県内高校・中学校を訪問し生徒に県職員の仕事内容等を紹介する「出張！キャリア塾」を実施した（5校、参加者861名）

キ 受験申込開始時期にあわせて採用試験説明会を実施した。（参加者196名）

ク 平成30年度試験における受験者確保に向けて、新たに次のような取組を実施した。

（ア）「ジョブトークof福島県庁」において、社会人の参加を促すため、土曜日の実施回を設けた。（2回、参加者33名。※上記イの内数）

（イ）受験申込開始時期に実施する採用試験説明会において、民間企業等職務経験者対象の業務説明会を開催した。（参加者29名。※上記キの内数）

（ウ）技術職の受験者確保に向けて、事務局職員による大学訪問を実施した。（12校）

(3) 合同説明会や就職ポータルサイト等を活用した広報

多様で有為な人材を確保するため、民間企業主催の大規模な合同企業説明会に参加して、志望者に試験制度等の説明を行った。（15回、参加者442名）

また、民間企業が開設している就職ポータルサイトに参加し、志望者へ随時情報を提供した。

（本県エントリー者332名）

(4) その他の採用試験の広報

ア 県広報誌、ホームページへの掲載

イ テレビ、新聞等による広報

ウ 県内主要駅、スーパー等へのポスター掲示

エ 新聞社ホームページバナー広告等の掲載

オ 県職員紹介動画を制作し、県公式YouTubeチャンネルで公開

5 任用関係規則等の制定・改廃状況

平成29年度中に公布された任用関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

(1) 規則

○ 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
29.7.28	第18号	29.7.28	○ 福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の区分試験に「農業土木」を追加した。
30.3.20	第12号	30.4.1	○ 福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の試験種目に「アピールシート試験」及び「資格加点」を追加した。

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30.1.30	第4号	30.1.30	○ 職員の昇任について、人事評価の結果を活用し、任命権者が行うこととなるため、昇任選考の規定を削除した。

○ 警察官の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30.1.30	第5号	30.1.30	○ 警察官の昇任について、人事評価の結果を活用し、任命権者が行うこととなるため、昇任選考の規定を削除した（特例昇任を除く）。

○ 市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30.1.30	第1号	30.1.30	○ 職員の昇任について、人事評価の結果を活用し、任命権者が行うこととなるため、昇任選考の規定を削除した。

(2) 告示

○ 口頭により開示請求を行うことができる個人情報に関する件の一部を改正する件

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30.3.20	第1号	平成30年4月以降に合格者を発表する試験から適用する。	○ 福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験に区分試験の欄、第一次試験で開示する項目に「アピールシート試験」及び「資格加点」を追加した。

○ 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30.3.27	第2号	30.3.27	○ 「職員の任用に関する規則」及び「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」の一部改正に伴い、当該規則から引用している条項を改正後の条項に対応するよう改めた。

第4 給与関係業務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成29年10月3日、議会及び知事に対して、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告したが、その概要は次のとおりである。

報 告

I 職員の給与

1 職員の給与の状況

職員の給与に関する条例の適用を受ける職員及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の平成29年4月1日現在における給与等の状況は下表のとおりである。

○県職員の給与等の状況

区 分		平成 29 年 4月1日(A)	平成 28 年 4月1日(B)	増 減 (A)－(B)
職員数		14,333人	14,500人	△167人
平均 給与 月額	給料	347,175円	347,675円	△500円
	扶養手当	10,033円	10,008円	25円
	地域手当	436円	564円	△128円
	計	357,644円	358,247円	△603円
平均年齢		41.9歳	41.9歳	0.0歳
平均経験年数		19.6年	19.5年	0.1年
学 歴 別 構 成 比	大学卒	77.4%	77.2%	0.2% <small>↑</small>
	短大卒	3.3%	3.3%	0.0% <small>↑</small>
	高校卒	19.3%	19.4%	△0.1% <small>↓</small>
	中学卒	0.0%	0.0%	0.0% <small>↑</small>

○市町村立学校職員の給与等の状況

区 分		平成 29 年 4月1日(A)	平成 28 年 4月1日(B)	増 減 (A)－(B)
職員数		10,368人	10,655人	△287人
平均 給与 月額	給料	389,346円	390,426円	△1,080円
	扶養手当	8,316円	8,011円	305円
	地域手当	22円	21円	1円
	計	397,684円	398,458円	△774円
平均年齢		47.7歳	47.5歳	0.2歳
平均経験年数		25.2年	25.0年	0.2年
学 歴 別 構 成 比	大学卒	86.2%	86.2%	0.0% <small>↑</small>
	短大卒	8.1%	8.2%	△0.1% <small>↓</small>
	高校卒	5.7%	5.6%	0.1% <small>↑</small>
	中学卒	—	—	—

(注) 給料には、平成27年度の給与制度の総合的見直しによる給料表切替に伴う差額を含む。

2 民間給与の調査

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、平成29年も人事院及び各都道府県等人事委員会と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の853の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した180事業所を対象に「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員、医師等について、平成29年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況等についても、調査を実施した。

(2) 調査の実施結果

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は27.7%、ベースアップを中止した事業所の割合は15.4%となっている。一方、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は81.0%となっている。昇給額については、平成28年に比べて増額となっている事業所の割合は29.3%、減額となっている事業所の割合は4.3%となっている。一方、定期に行われる昇給を中止した事業所の割合は2.0%となっている。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で47.8%、高校卒で35.5%となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で29.6%、高校卒で33.5%、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で70.4%、高校卒で64.8%、初任給が減額となっている事業所は、大学卒で0.0%、高校卒で1.7%となっている。

3 職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の平成29年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、職員の給与が民間給与を297円（0.08%）下回った。

(2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間における特別給（ボーナス）の平成28年8月から平成29年7月までの1年間の支給実績を精確に調査しており、その結果に基づいて職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間の特別給との比較を行っている。

これによる結果、民間の特別給の年間支給割合は、所定内給与月額4.35月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.25月分）が民間の特別給を0.10月分下回った。

4 最近の賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、平成29年4月の福島県の常用労働者の所定内給与は、平成28年4月に比べて同水準となっており、所定外給与は、平成28年4月に比べて5.6%減少している。

平成29年4月の消費者物価指数（総務省、福島市）は、平成28年4月に比べて0.1%増加し

ており、勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査」、福島市）は、平成28年4月に比べて21.5%増加している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した平成29年4月における福島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ197,650円、217,180円及び236,730円となっている。また、同月における福島市の1人世帯の標準生計費は、人事院が算定した全国の1人世帯の標準生計費を基礎に算定すると、120,650円となっている。

「最近の雇用失業情勢」（厚生労働省福島労働局）によると、平成29年4月の福島県の有効求人倍率は、平成28年4月に比べて0.02ポイント上昇して1.48倍（季節調整値）、新規求人倍率は、平成28年4月と比べて0.16ポイント低下して1.89倍（同）となっている。

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、平成29年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与の改定に関する勧告を行った。これらの概要は次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 平成29年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的（現行の民間給与との比較方法等）
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率87.8%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15% [行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢 43.6歳]

〔俸給456円 本府省業務調整手当119円 はね返り分^(注)56円〕

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 平成28年8月から平成29年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月(公務の支給月数 4.30月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.85月(支給済み)	0.95月(現行0.85月)
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

[実施時期]

・月例給:平成29年4月1日 ・ボーナス:法律の公布日

III 給与制度の総合的見直し等

1 給与制度の総合的見直し

- 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施

* 55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止

- 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再

雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

平成29年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応じていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革や勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが重要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、平成29年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

6 平成29年の給与の改定等

(1) 平成29年の給与の改定

ア 改定の基本方針

職員の給与決定に関する諸条件は、以上に述べたとおりである。

国家公務員の給与については、平成29年8月に給与改定に関する人事院勧告が行われたところであり、他の都道府県職員の給与についても、各人事委員会により人事院勧告や民間給与の状況等を考慮した給与勧告が行われ、あるいは行われることが予定されている。

本委員会は、これらの諸事情を総合的に勘案した結果、以下のとおり判断した。

月例給については、職員の給与と民間給与との間に小さいながら較差が認められたことから、地方公務員法の趣旨を踏まえ、他の都道府県の動向を考慮しながら慎重に検討を行った結果、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げを行うことが適当であり、基本的な給与である給料月額を引き上げることとする。

特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、平成28年8月から平成29年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとする。

イ 改定すべき事項

(ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、引き続き東日本大震災（以下「震災」という。）からの復興・再生を加速していくため、必要な人材を確保する必要があること及び人事院勧告の内容を考慮し、初任給を中心に、若年層に重点を置いた給料月額の改定を行い、給料表を平均0.1%引き上げることとする。

また、行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改定を行う。

この改定は、平成29年4月時点の比較に基づいて、公務員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する。

(イ) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて上限額の引上げを行い、平成29年4月に遡及して実施する。

(ロ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給との均衡を図るため、年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.35月分とする。支給月数の引上げ分は、改定の基本方針を踏まえ勤勉手当に配分し、平成29年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成30年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分する。

また、再任用職員の勤勉手当については0.05月分、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に引き上げることとする。

(2) 新たな職の設置に係る給与

平成19年の学校教育法の改正により、学校が抱える多様で困難な課題に対して、学校のマネジメント機能を強化し、組織で対応することができるようにするため、平成20年4月から小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に、新たに副校長、主幹教諭等の職を設置することができることとなった。

これを受け、教育委員会において検討を進めた結果、「頑張る学校応援プラン」を策定し、その主要施策のひとつとして、「教員の指導力、学校のチーム力の最大化」を掲げて大規模校を中心に学校の運営及び指導体制を充実し、学校のマネジメント強化を図るため、平成30年4月より一部の学校に副校長及び主幹教諭の職を新たに設置することとしている。

これらの新たな職のうち、主幹教諭の職について、その職務、職責に応じた適切な処遇を図るため、教育職給料表、高等学校教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表の3級（教頭）

と2級（教諭）との間に新たな級を設けるとともに、教職調整額を支給する必要がある。
また、諸手当については、他の都道府県との均衡を考慮して措置するものとする。

(3) その他の課題

ア 通勤手当

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

イ 公立学校教員の給与

国においては、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じてメリハリある教員給与体系の確立に向けて検討が進められている。

こうした国の検討状況を踏まえ、公立学校教員の給与について、他の都道府県との均衡を考慮しながら、必要な見直しを行う必要がある。

II 人事管理の課題

1 人材の確保・育成等への取組

震災から6年が経過した本県では、平成24年12月に策定した総合計画「ふくしま新生プラン」の下、復興・再生を加速させるための様々な施策に取り組んでおり、いまだ課題は山積しているものの、復興に向けた様々な拠点整備が着実に進むなど、これまでの取組の成果が現れているところである。

世界に誇れる「新生ふくしま」を創り上げていくには、チャレンジ精神に溢れ、県民全体の奉仕者であることへの自覚と「福島県をより良くしたい」という情熱を持った、有為な人材の確保と育成が極めて重要な課題である。

そのため、以下のとおり、本委員会を始め、各任命権者ともに積極的に取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

本格化している復興・再生事業に重点的に取り組むため、これまで正規職員や任期付職員の採用等により職員の増員がなされてきた。本委員会としても、より弾力的に人材を確保することができるように任用制度を見直してきたところである。

人材確保にあたっては、より多くの者が採用試験を受験するための取組として、県内外の大学訪問や合同説明会への参加、県職員セミナー等の自主開催の説明会による情報発信に加え、将来に向けた対策として、高校生を対象に大学進学後の職業選択を見据えた働きかけ等を実施したほか、県職員の魅力をより効果的に発信するための取組として、県職員の業務を疑似体験できるゼミの開催や、職員アンケート（県職員の魅力再発見）の結果を踏まえてホームページ等での情報の発信を行うなど、関係部局と連携しながら広報活動を実施してきたところである。

特に、復興・再生事業の中心を担う農業土木職及び土木職の受験者確保に向けて、東京都等での技術職対象の説明会を開催したほか、女性受験者の更なる確保に向け、男女ともに働きやすい勤務環境やキャリアアップについての積極的な広報を行い、人材確保の取組を積極的に進めてきたところである。

しかしながら、若年人口の減少や、民間企業・国や他の地方公共団体の高い採用意欲等を背景に、受験者数は減少傾向にある。特に技術職においては必要人員の確保が厳しい状況が続いていることから、平成29年度、新たに県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験に農業土木の職種を追加するなど、危機感を持って人材確保に取り組んだところである。こうした状況を踏まえ、有為な人材を確保するためには、今まで以上に計画的・戦略的に取り組んでいく必要がある。

今後とも、本委員会が中心となり、任命権者との連携を一層強化し、仕事のやりがい、「働き方改革」を踏まえたワーク・ライフ・バランスの実践例、職業生活への多様な支援策等、本県職員として働くことの魅力を広く具体的に発信していくことに加え、特に、技術系の人材、女性、高校生等を対象にきめ細かな情報発信を行うことにより、職業選択における本県職員への関心を高め、受験者の確保に努めることとする。

さらに、本年度は、受験者の人物をより深く多面的に捉えるため、県職員（大学卒程度）採用候補者試験等の第二次試験の見直しを実施したところであり、今後も見直しの成果を踏まえながら、県民全体の奉仕者たる県職員としてふさわしい有為な人材の確保に向けて、採用試験制度を検証していくこととする。

(2) 人事評価制度の適切な運用と活用

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、人事評価制度の導入が義務付けられたところであり、本県においても、平成28年10月から本格的に導入し、平成29年度から評価結果を人事管理に反映しているところである。

複雑・多様化する行政課題を解決し、復興を進めていくためには、組織全体の士気高揚及び公務能率の向上を図ることが重要であり、また、より魅力ある公務職場を実現するためにも、人事評価制度を適切に運用し、人事管理に活用していくことが求められている。

特に、働き方改革における長時間労働の是正や、休暇・休業等の取得促進等、多様で柔軟な働き方の推進を踏まえ、管理職員は、業務の遂行状況等を適切に把握し、能力・実績を適正に評価する必要がある。

任命権者は、人事評価制度を、公正性・公平性・納得性・客観性・透明性が確保された制度として運用することが重要である。併せて、人事評価の結果を地方公務員法の規定に基づき、人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

(3) 人材の育成

本県においては、目指すべき県職員像として「自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成」を掲げ、養成すべき能力を具体化し、体系的な人材育成に取り組んでいるところである。

震災からの復興・再生を加速していくためには、職員一人一人の能力を高めていくことが極めて重要である。今後、人材育成を一層充実させるためには、組織及び受講者のニーズを的確に把握し、より効果的かつ効率的な研修体系としていくとともに、日々の業務を通じた職員育成（OJT）と併せて、職場外での研修（Off-JT）を受講する職員への組織でのフォローや、育児・介護等を行っている職員などが受講しやすい多様な研修機会の確保など研修受講環境の向上に引き続き努める必要がある。中でも、OJTに関しては、各職場においてその重要性を認識し、新採用職員サポート制度など職層に応じたOJTを効果的に実施できる環境を整備し、先輩職員の有する経験・知識・技術等を後輩職員が共有・継承し活用していくことが求められる。

また、管理職員は、人事評価の面談等の機会を活用して、各職員の中期的な能力開発や専門性向上等に関する希望の把握に努め、成長に向けての課題等を共有するなどコミュニケーションを密に取ることにより、職員の意欲を高め、自発的な取組や成長を促し、併せて、業務指導などのOJTにより職員の能力や専門性の向上を図るため、自らの指導力を培う必要がある。

さらに、職員が男女を問わず、あらゆる場面において、持てる力を十分に発揮できるように、幅広い職場経験・研修機会を付与することにより、職員全員の能力向上を図る機会が確保されるよう配慮する必要がある。なお、女性職員に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、女性職員を対象としたキャリアアップ支援研修等、キャリアアップの意欲が向上する機会を付与し、女性職員の登用拡大を図っていく必要がある。

2 勤務環境の整備

人事院は、職員の高齢化や勤務形態の多様化が進行している上、社会全体の傾向を反映して就業意識やライフスタイルの多様化も進んでいる状況下で、行政サービスの質を維持・向上させるには、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進等の働き方改革によって、継続的に能力や専門性を高めつつ、意欲を持って生き生きと職務に従事することを可能とする職場を実現する必要があるとの報告を行っている。

本県においては、震災以降、これまで経験したことがない課題に果敢に取り組む状況が続く中、公務がより効率的に運営されるために、職員一人一人が心身の健康を保ち、風通しが良く働きやすい職場環境の整備をより一層進める必要がある。

(1) 長時間労働の是正

本委員会の調査によれば、職員1人当たりの超過勤務時間は、震災以降、高い水準で推移し

ており、平成28年度は、超過勤務時間に関する調査を開始した平成3年度以降、4番目に多い状況となっている。

任命権者においては、ノー残業デーや超過勤務の事前命令の徹底、管理職員の意識向上などの取組を進めており、所属によっては、これらの取組による成果が現れているところもある。

恒常的な長時間労働は、職員の心身への影響も大きいことから、任命権者においては、引き続き必要な人員を確保するとともに、業務処理体制の見直しや管理職員による効果的・能率的なマネジメントの強化を図るなど、長時間労働の是正に向け、より実効性のある取組を推進していく必要がある。

また、教職員の長時間労働については、現在、教育委員会が教職員多忙化解消アクションプランの年度内策定に取り組んでいることから、本委員会として、その動きを注視していく。

(2) 職員の健康保持

本委員会の調査によれば、長期休暇等を取得している職員のうち、心の疾病を原因とするものが大きな割合を占めており、管理監督者は、職員のメンタルの状況を正確に把握し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めていくとともに、心の疾病を原因とする長期休暇等を取得した職員の職務復帰が円滑に行われるよう留意する必要がある。

また、労働安全衛生法に基づくストレスチェックの分析結果を活用した職場環境改善を積極的に進める必要がある。

さらに、健康診断の有所見率が82.2%と高い状況となっていることから、任命権者においては、職員の健康保持に努めていくことはもちろんのこと、要精検者の精密検査の受診率が低い所属が見られることから、精密検査の更なる受診率向上に取り組む必要がある。

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進

職員が心身共に健康で職務に従事するためには、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要である。本委員会の調査によれば、男性の育児休業取得率は、9.1%（前年3.1%）と大幅に増加しており、引き続き管理監督者は家庭生活における育児や介護に関する両立支援制度の一層の周知と活用しやすい環境作りを積極的に行うとともに、その利用促進を図る必要がある。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する自らの事情に応じた柔軟で効率的な働き方についても、国や他都道府県の動向を十分に踏まえ、本県の実情を考慮しながら、引き続き検討していく必要があると考える。

さらに、心身の疲労を回復し、意欲的に職務に従事するためには、年次有給休暇の計画的な取得が重要であり、年間5日未満の年次有給休暇取得者が管理職員の30.2%を占める状況となっていることを踏まえ、職員の計画的な年次有給休暇の取得を進める上でも、任命権者においては、特に管理職員の年次有給休暇取得促進を図る必要がある。

3 公務員倫理の徹底

職員は、職務の内外において高い倫理観を保持し、県民全体の奉仕者として強い使命感を持って公務に当たることが求められている。特に震災からの本県の復興は、職員の努力のみならず、県民の信頼と協力なくして成し遂げることはできないものである。

任命権者においては、所属ごとに面談やコンプライアンス研修を実施するなど、服務規律の保持に向けた職員の意識徹底等に努めているところであり、県民の期待と信頼を回復すべく、引き続き、あらゆる機会を捉え、職員の当事者意識を喚起し、不祥事を根絶させる必要がある。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどは、職員の人格を侵害し、心身に支障を及ぼすのみならず、勤務環境を悪化させ、職員の士気の低下等の要因となることから、任命権者においては、男女共同参画ガイドライン等を活用し、相談窓口の周知など、良好な勤務環境の整備を確実に進めていく必要がある。

4 高齢層職員の雇用

平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」に公務員の定年の引上げについて具体的な検討を進めることが盛り込まれたことを踏まえ、国においては、定年引上げに関する議論が開始されたところである。

また、人事院は、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠となっているため、平成23年の意見の申出においても述べているように、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、かつ、職員の意欲と能力に応じた配置が可能となる、定年の引上げによって対応することが適当であるとし、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、必要な検討を鋭意進めることとした。

本県においては、平成25年3月の閣議決定の趣旨を踏まえて、定年退職する職員が希望する場合には年金支給開始年度までの期間についてフルタイムでの再任用を行うほか、必要に応じて短時間勤務での再任用も行っているところである。

今後、平成37年度までに年金支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、フルタイムの再任用職員の割合の増加が見込まれる中で、再任用職員の能力及び経験を積極的に活用できる環境の整備を引き続き進める必要がある。併せて、定年の引上げに関する国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、柔軟な制度運営による雇用と年金の確実な接続及び再任用職員の給与の在り方について検討していく必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとり職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

職員は、必ず復興再生を成し遂げるという強い覚悟を持ち、「新生ふくしま」の創生に向け、山積する課題に果敢に挑戦を続けている。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

勸告

I 職員の給与の改定に関する勸告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

第1 平成29年4月の民間給与との比較による給与改定

1 給料表の改定

現行の給料表を別記1（省略）のとおり改定すること。

2 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額を414,300円とすること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 平成29年12月期の支給割合

ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあつては、0.45月分）とすること。

イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあつては、0.55月分）とすること。

ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.425月分）とすること。

イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.525月分）とすること。

ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

第2 新たな職の設置に係る給与改定

1 給料表の改定

第1の1による改定後の教育職給料表、高等学校教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表を別記2（省略）のとおり改定すること。

2 教職調整額

主幹教諭に対して教職調整額を支給すること。

第3 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のアについては、平成29年12月1日から、第1の2の(2)のイ及び第2については、平成30年4月1日から実施すること。

2 給与関係規則の制定・改廃状況

平成29年度中に公布された給与関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
29. 12. 26	第22号	29. 4. 1	○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改定した。 ○ 初任給調整手当 医療職給料表(一)の適用を受ける職員に係る初任給調整手当額を改定した。
		29. 12. 1	○ 勤勉手当 支給割合の改定に伴い、成績率の上限を改定した。
		30. 4. 1	○ 通勤手当 ガソリン価格等の上昇に伴い、各距離区分ごとの手当額を改正した。
30. 2. 9	第7号	30. 3. 26	○ 特地勤務手当等 級別区分の見直し等に伴い、支給対象となる公署名等を改正した。
30. 3. 30	第15号	28. 11. 1	○ 寒冷地手当 指定基準を満たす公署を支給対象公署として指定した。
		30. 4. 1	○ 定時制通信教育手当 副校長及び主幹教諭の設置に伴い、支給対象となる職を改正した。 ○ 産業教育手当 主幹教諭の設置に伴い、支給対象となる職務の級及び職を改正した。 ○ 給料の調整額 副校長及び主幹教諭の設置に伴い、支給対象となる職務の級及び職を改正した。 ○ 期末手当 職務段階加算の対象の職務の級を改正した。 ○ 勤勉手当 職務段階加算の対象の職務の級を改正した。 ○ 義務教育等教員特別手当 支給対象となる職務の級を改正した。 ○ 給料の特別調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。 ○ 特地勤務手当に準ずる手当 双葉郡富岡町で再開する公署を準特地公署として指定した。

○ 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30. 1. 30	第2号	29. 4. 1	○ 昇格時号給対応表 人事院規則等の改正に伴い、昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 人事院規則等の改正に伴い、降格時号給対応表を改正した。
		30. 1. 30	○ 昇格

			人事評価結果を昇格に活用するよう改正した。
30. 3. 30	第17号	30. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 級別資格基準表 主幹教諭の設置に伴い、支給対象となる職務の級及び職を改正した。 ○ 昇格時号給対応表 主幹教諭に適用する特2級の新設に伴い、全人連モデル昇格時号給対応表に準じて昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 主幹教諭に適用する特2級の新設に伴い、全人連モデル降格時号給対応表に準じて降格時号給対応表を改正した。 ○ 等級別職務表 組織改編等に伴い、等級別職務表を改正した。

○ 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
29. 10. 31	第20号	29. 8. 25	○ へき地手当等 市町村立学校の移転に伴い、支給対象学校名を改正した。
		29. 10. 31	○ 寒冷地手当 市町村立学校の移転に伴い、支給対象学校名を改正した。
29. 12. 26	第23号	29. 4. 1	○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改定した。
30. 3. 30	第16号	30. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多学年学級担当手当 支給対象職員に主幹教諭を追加した。 ○ 教育業務連絡指導手当 支給対象の職員が勤務する学校に義務教育学校を追加した。 ○ へき地手当等 支給対象の職員が勤務する学校に義務教育学校を追加するとともに、市町村立学校等の統合及び旧避難地域での再開に伴い、支給対象学校名を改正した。 ○ 義務教育等教員特別手当 支給対象の職員が勤務する学校に義務教育学校を追加するとともに、支給対象となる職務の級を改正した。 ○ 給料の調整額 支給対象の職員が勤務する学校に義務教育学校を追加するとともに、支給対象となる職務の級及び職を改正した。 ○ 管理職手当 支給対象の職員が勤務する学校に義務教育学校を追加した。 ○ 寒冷地手当 市町村立学校の統合等に伴い、支給対象学校を改正した。

○ 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
30. 1. 30	第 3 号	29. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昇格時号給対応表 全人連モデル昇格時号給対応表の改正に伴い、昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 全人連モデル降格時号給対応表の改正に伴い、降格時号給対応表を改正した。

30. 3. 30	第18号	30. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 級別資格基準表 副校長及び主幹教諭の設置に伴い、支給対象となる職務の級及び職を改正した。 ○ 昇格時号給対応表 主幹教諭に適用する特2級の新設に伴い、全人連モデル昇格時号給対応表に準じて昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 主幹教諭に適用する特2級の新設に伴い、全人連モデル降格時号給対応表に準じて降格時号給対応表を改正した。
-----------	------	----------	--

○ 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制 定 又 は 改 廃 の 概 要
29. 12. 26	第24号	29. 12. 26	○ 東日本大震災等に係る災害応急作業等手当の特例 東日本大震災以外の特定大規模災害等の災害応急作業等手当の支給対象作業及び支給額を人事院規則に準じて定めた。
		30. 1. 1	○ 教員特殊業務手当 義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しに伴い、支給額を改定した。
		30. 2. 1	○ 有害物等取扱手当 組織改編に伴い、支給対象となる機関を改正した。
30. 3. 27	第14号	30. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員特殊業務手当 主幹教諭の設置に伴い、支給対象となる職を改正した。 ○ 夜間等特殊業務手当 組織改編に伴い、支給対象となる機関を改正した。 ○ 兼任授業担当手当 主幹教諭の設置に伴い、支給対象となる職を改正した。

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、平成29年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区分 部局名	書面調査(平成29年5月)
知事部局	150
教育委員会	151 (21)
警察本部	63
議会・各委員(会)	6
合計	370 (21)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数 (平成29.4.1現在)

(単位：人)

区分 部局名	総職員数			総職員数のうち 技能労務職員数			総職員数のうち 臨時職員数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知事部局	6,523	4,656	1,867	178	172	6	507	105	402
教育委員会	6,492	3,834	2,658	66	63	3	657	324	333
警察本部	4,103	3,500	603	15	13	2	48	8	40
議会・各委員(会)	96	73	23	3	3	0	3	0	3
合計	17,214	12,063	5,151	262	251	11	1,215	437	778

イ 休憩時間の利用形態の状況（平成 29. 4. 1 現在）

（単位：事業所）

部 局 名	区 分	付 与 形 態			利 用 形 態		
		一斉付与	交替付与	合 計	自由利用	制限の利用	合 計
知 事 部 局	本 庁	32	1	33	33	0	33
	出 先	103	9	112	108	4	112
	計	135	10	145	141	4	145
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	63	71	134	129	5	134
	計	73	71	144	139	5	144
警 察 本 部	本 庁	0	34	34	26	8	34
	出 先	0	29	29	4	25	29
	計	0	63	63	30	33	63
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	48	35	83	75	8	83
	出 先	166	109	275	241	34	275
	合 計	214	144	358	316	42	358

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（平成 28. 4. 1～平成 29. 3. 31）

（単位：時間）

部 局 名	区 分													年間平均
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
知 事 部 局	20.1	20.7	20.3	18.2	15.6	18.5	20.5	18.8	17.1	16.4	17.5	20.2	18.7	
教 育 委 員 会	18.3	15.0	15.0	12.7	9.6	13.1	14.0	14.0	13.3	12.1	14.1	17.2	14.0	
警 察 本 部	23.8	28.3	24.4	24.3	22.3	24.5	24.9	27.5	29.9	29.4	25.6	25.4	25.9	
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	13.8	22.6	29.8	21.3	13.9	20.3	23.1	16.0	15.2	7.1	10.3	14.7	17.4	
全 平 均	21.4	23.3	21.6	20.2	17.8	20.5	21.8	21.9	21.9	21.2	20.4	22.0	21.2	

○ 月 60 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（平成 28. 4. 1～平成 29. 3. 31）

（単位：上段…人、下段…%）

部 局 名	区 分													合 計
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
知 事 部 局	312	330	360	252	166	234	315	264	179	170	214	327	3,123	
	6.3	6.6	7.2	5.1	3.4	4.7	6.4	5.3	3.6	3.4	4.3	6.6	5.3	
教 育 委 員 会	26	19	16	6	2	10	13	9	13	7	14	18	153	
	3.9	2.9	2.4	0.9	0.3	1.5	2.0	1.3	1.9	1.1	2.1	2.7	1.9	
警 察 本 部	40	66	47	34	22	15	28	34	61	66	25	34	472	
	1.1	1.8	1.3	0.9	0.6	0.4	0.7	0.9	1.6	1.8	0.7	0.9	1.1	
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	5	6	8	5	2	4	7	4	1	0	0	0	42	
	7.9	9.5	12.9	8.1	3.2	6.5	11.3	6.5	1.6	0.0	0.0	0.0	5.6	
全 平 均	383	421	431	297	192	263	363	311	254	243	253	379	3,790	
	4.1	4.5	4.6	3.2	2.0	2.8	3.9	3.3	2.7	2.6	2.7	4.0	3.4	

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数（平成 28. 4. 1～平成 29. 3. 31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	13 (5)	1 (0)	14 (5)
教育委員会	5 (2)	3 (2)	8 (4)
警察本部	3 (1)	0 (0)	3 (1)
議会・各委員（会）	1 (0)	0 (0)	1 (0)
合計	22 (8)	4 (2)	26 (10)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数（平成 28. 4. 1～平成 29. 3. 31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	26 (0)	0 (0)	26 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	26 (0)	0 (0)	26 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数（平成 28. 4. 1～平成 29. 3. 31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	17 (0)	0 (0)	17 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	17 (0)	0 (0)	17 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(平成 28. 1. 1～平成 28. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使用 日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	815	16,300	16,221	6,269	7.7	19.3
	非管理職	4,914	98,306	86,113	48,400	9.8	26.2
	合計	5,729	114,606	102,334	54,669	9.5	25.2
教育委員会	管理職	428	8,560	8,527	2,647	6.2	15.5
	非管理職	5,223	104,415	97,618	62,794	12.0	31.1
	合計	5,651	112,975	106,145	65,441	11.6	29.9
警察本部	管理職	147	3,000	2,939	1,446	9.8	24.3
	非管理職	3,833	79,312	74,194	38,032	9.9	24.8
	合計	3,980	82,312	77,133	39,478	9.9	24.8
議会・各委員 (会)	管理職	29	580	580	214	7.4	18.4
	非管理職	62	1,240	1,197	561	9.0	23.0
	合計	91	1,820	1,777	775	8.5	21.5
合計	管理職	1,419	28,440	28,267	10,576	7.5	18.7
	非管理職	14,032	283,273	259,122	149,787	10.7	27.6
	合計	15,451	311,713	287,389	160,363	10.4	26.8

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は平成 28 年 12 月 31 日時点の在籍者であり、臨時職員を除くため、33 頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(平成 28. 1. 1～平成 28. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の	年次有給休暇取得者数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	12	232	323	171	56	19	2
	非管理職	82	1,011	1,614	1,112	640	412	43
	合計	94	1,243	1,937	1,283	696	431	45
教育委員会	管理職	2	160	192	57	14	3	0
	非管理職	77	566	1,276	1,396	1,308	568	32
	合計	79	726	1,468	1,453	1,322	571	32
警察本部	管理職	1	12	61	52	19	2	0
	非管理職	84	577	1,239	1,233	501	180	19
	合計	85	589	1,300	1,285	520	182	19
議会・各委員 (会)	管理職	0	10	10	6	3	0	0
	非管理職	0	9	29	15	9	0	0
	合計	0	19	39	21	12	0	0
合計	管理職	15	414	586	286	92	24	2
	非管理職	243	2,163	4,158	3,756	2,458	1,160	94
	合計	258	2,577	4,744	4,042	2,550	1,184	96

カ 病気休暇の取得状況(平成 28. 1. 1～平成 28. 12. 31)

(単位：日、時間、人)

部 局 名		区 分	
		私傷病	公務災害
知 事 部 局	日 時	15,644	81
		725	23
	実人数	450	11
教 育 委 員 会	日 時	8,192	175
		788	27
	実人数	545	9
警 察 本 部	日 時	3,664	888
		53	148
	実人数	81	31
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	90	0
		3	0
	実人数	2	0
合 計	日 時	27,590	1,144
		1,569	198
	実人数	1,078	51

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(平成 28. 1. 1～平成 28. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

部 局 名		区 分								
		産前産後	配偶者産出	育児参加	妊娠障害	妊産婦検	通勤緩和	男性の育児休暇	女性の育児休暇	
知 事 部 局	日 時	6,907	185	86	70	69	/	/	/	
			130	92	72	126	17	0	27,360	
	実人数	68	87	33	12	34	2	0	11	
教 育 委 員 会	日 時	5,504	180	73	93	82	/	/	/	
			165	149	113	364	0	810	47,562	
	実人数	67	86	40	25	49	0	1	10	
警 察 本 部	日 時	2,999	458	77	85	67	/	/	/	
			34	48	44	76	0	0	2,520	
	実人数	37	207	33	14	28	0	0	1	
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	56	0	0	9	0	/	/	/	
			0	0	1	0	0	0	0	
	実人数	1	0	0	1	0	0	0	0	
合 計	日 時	15,466	823	236	257	218	/	/	/	
			329	289	230	566	17	810	77,442	
	実人数	173	380	106	52	111	2	1	22	

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区分		子育て	短期介護	生理	忌引	結婚	祭日	夏季	ボランティア	骨髄提供
部局名	日時	3,660	184	180	2,384	435	15	27,186	1	1
	実人数	1,156	48	29	864	86	15	5,579	1	3
知事部局	日時	5,196	135	/	/	/	/	(4.9)	/	8
	実人数	1,156	48	29	864	86	15	5,579	1	3
教育委員会	日時	3,836	528	74	1,956	345	30	25,984	0	5
	実人数	1,746	226	26	805	71	25	5,404	0	1
警察本部	日時	1,611	32	57	1,318	572	5	19,344	0	0
	実人数	640	13	15	548	98	4	3,919	0	0
議会・各委員会 (会)	日時	48	1	0	54	12	0	431	0	0
	実人数	21	1	0	16	3	0	90	0	0
合 計	日時	9,155	745	311	5,712	1,364	50	72,945	1	6
	実人数	3,563	288	70	2,233	258	44	14,992	1	4

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の()は、対象者一人当たりの日数である。

(単位：日、時間、人)

区分		リフレッシュ	選挙権等の行使	等証出	人等頭	感染症予防法による交通制限	非常災害による交通遮断	天変地異等による住居滅失	交通機関等の事故	災害による退勤途上の危険回避	職務専念義務の免除
知事部局	日時	281	0	6	9	4	0	1	0	1,893	
	実人数	112	0	5	3	20	0	16	0	2,279	
教育委員会	日時	473	0	0	0	3	0	1	7	6,889	
	実人数	201	1	2	0	19	0	5	23	4,246	
警察本部	日時	94	0	0	0	0	0	0	0	1,511	
	実人数	39	0	0	0	0	0	1	0	2,959	
議会・各委員会 (会)	日時	3	0	4	0	0	0	0	0	29	
	実人数	1	0	1	0	0	0	1	0	42	
合 計	日時	851	0	10	9	7	0	2	7	10,322	
	実人数	353	1	8	3	39	0	23	23	8,410	

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

ク 休業・休職等の状況(平成 28. 1. 1～平成 28. 12. 31)

(単位:日、分、人)

区分	部局名	休業					休職		専従休業	分限条第2条第1号の規定による休業	その他の職
		自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業	修学部分業	高齢者部分業	私傷病	公務			
知事部局	日	0	/	0	/	/	7,738	0	2,312	369	0
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/
	人数	0	/	0	0	0	62	0	8	2	0
教育委員会	日	275	0	457	/	/	3,764	0	366	0	142
	分	/	/	/	0	930	/	/	/	/	/
	人数	1	0	2	0	1	27	0	1	0	1
警察本部	日	0	/	0	/	/	827	492	0	0	0
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/
	人数	0	/	0	0	0	13	5	0	0	0
議会・各委員会(会)	日	0	/	0	/	/	0	0	0	0	0
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/
	人数	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	日	275	0	457	/	/	12,329	492	2,678	369	142
	分	/	/	/	0	930	/	/	/	/	/
	人数	1	0	2	0	1	102	5	9	2	1

ケ 育児休業・育児部分休業の状況(平成 28. 1. 1～平成 28. 12. 31)

(単位:日(部分休業は日、分)、人)

区分	部局名	対象者	育児休業		部分休業		
			使用者	日数	使用者	承認期間(日)	時間数(分)
知事部局		133	77	24,623	23	1,410	83,775
		(80)	(24)	(601)	(0)	(0)	(0)
教育委員会		132	171	42,682	36	3,793	237,235
		(66)	(1)	(53)	(0)	(0)	(0)
警察本部		169	76	18,545	3	392	27,945
		(140)	(1)	(41)	(0)	(0)	(0)
議会・各委員会(会)		0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計		434	324	85,850	62	5,595	348,955
		(286)	(26)	(695)	(0)	(0)	(0)

注1 「対象者」とは「平成28年中に新たに育児休業が取得可能になった職員(男性職員の場合は配偶者が平成28年1月1日から平成28年12月31日までに出産した職員、女性職員の場合は平成27年12月31日から平成28年12月30日の期間内に産前産後休暇が終了した職員(妊娠4ヶ月以上の死産、妊娠4ヶ月目以降における妊娠中絶及び産後休暇中に子が死亡した場合を除く。))」の人数である。

注2 「使用者」とは、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(平成27年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、平成28年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は1人として計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者並びに使用者及び日数の総数であり、下段は男性職員の対象者並びに使用者及び日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(平成 28. 1. 1～平成 28. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	勤務形態				
		1日3時間55分(1週19時間35分)勤務	1日4時間55分(1週24時間35分)勤務	週3日かつ1日7時間45分(1週23時間15分)勤務	週3日のうち2日7時間45分、残り1日3時間45分(1週19時間25分)勤務	その他(交代制勤)
知事部局	632	0	4	1	0	1
	(474)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
教育委員会	691	1	0	1	0	0
	(419)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
警察本部	743	2	0	0	0	0
	(658)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議会・各委員(会)	11	0	0	0	0	0
	(9)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	2,077	3	4	2	0	1
	(1,560)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)

注1 「対象者」とは、平成28年4月1日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

注2 上段は対象者及び勤務形態の総数であり、下段は男性職員の対象者及び勤務形態の総数である。

サ 介護休暇の利用状況(平成 28. 1. 1～平成 28. 12. 31)

(単位：人、日、時間数)

区分 部局名	全日承認		時間承認		
	日数	実人数	承認期間	時間	実人数
知事部局	41	2	0	0	0
教育委員会	131	7	12	20	4
警察本部	6	2	0	0	0
議会・各委員(会)	0	0	0	0	0
合計	178	11	12	20	4

注 時間単位の「承認期間」とは、時間単位の介護休暇を取得することができる期間として承認された日数である。

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（平成28年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	1,863 人	4,498 人	6,022 人
	受 診 者 (B)	1,850 人	4,478 人	5,692 人
	有 所 見 者 (C)	1,137 人	3,916 人	1,389 人
	受 診 率 (B/A)	99.3%	99.6%	94.5%
	有 所 見 率 (C/B)	61.5%	87.4%	24.4%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,208 人	4,782 人	77 人
	受 診 者 (B)	1,208 人	4,771 人	60 人
	有 所 見 者 (C)	744 人	4,176 人	14 人
	受 診 率 (B/A)	100.0%	99.8%	77.9%
	有 所 見 率 (C/B)	61.6%	87.5%	23.3%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,614 人	2,328 人	2,442 人
	受 診 者 (B)	1,607 人	2,323 人	2,383 人
	有 所 見 者 (C)	1,217 人	2,151 人	1,932 人
	受 診 率 (B/A)	99.6%	99.8%	97.6%
	有 所 見 率 (C/B)	75.7%	92.6%	81.1%
議 会 ・ 各 委 員 会 (会)	対 象 者 (A)	17 人	77 人	55 人
	受 診 者 (B)	16 人	77 人	55 人
	有 所 見 者 (C)	14 人	67 人	12 人
	受 診 率 (B/A)	94.1%	100.0%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	87.5%	87.0%	21.8%
合 計	対 象 者 (A)	4,702 人	11,685 人	8,596 人
	受 診 者 (B)	4,681 人	11,649 人	8,190 人
	有 所 見 者 (C)	3,112 人	10,310 人	3,347 人
	受 診 率 (B/A)	99.6%	99.7%	95.3%
	有 所 見 率 (C/B)	66.5%	88.5%	40.9%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(平成28.1.1~平成28.12.31)

(単位:件)

部局名	区分	公務災害	通勤災害	合計
教育委員会	57	4	61	
警察本部	66	3	69	
議会・各委員(会)	0	0	0	
合計	148	12	160	

セ 安全衛生管理体制(平成28.6.1現在)

(単位:事業所)

部局名	区分	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
			要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
			知事部局	人事委員会	1	1	0	0	18	18
	労働基準監督署	4	4	9	9	16	16	16	16	
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	68	68	68	68	
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	26	26	26	26	
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	人事委員会	1	1	0	0	112	112	112	112	
	労働基準監督署	4	4	9	9	16	16	16	16	

(単位:事業所)

部局名	区分	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者		衛生委員会		安全衛生委員会	
			要選任	選任済	要選任	選任済	要設置	設置済	要設置	設置済
			知事部局	人事委員会	0	0	34	34	18	18
	労働基準監督署	15	15	13	13	7	7	9	9	
教育委員会	人事委員会	0	0	51	51	68	68	0	0	
警察本部	人事委員会	0	0	6	6	26	26	0	0	
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2	0	0	0	0	
合計	人事委員会	0	0	93	93	112	112	0	0	
	労働基準監督署	15	15	13	13	7	7	9	9	

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

平成29年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
29. 6. 2	第14号	29. 6. 2	○ 職員の派遣先公益的法人として、公益社団法人福島相双復興推進機構を追加した。
30. 2. 23	第8号	30. 2. 23	○ 職員の派遣先公益的法人として、一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を追加した。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
29. 6. 2	第16号	29. 6. 2	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、新たに設置された、国際研究産業都市推進監及び県立高校改革監を追加し、養護教育センター所長の職名を特別支援教育センター所長に改めた。

○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
29. 12. 26	第21号	29. 12. 26	○ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年福島県条例第11号）の一部改正に伴い、従前は非常勤職員が育児休業を取得できるのは子が1歳6か月に達する日までであったところ、子が2歳に達する日までに改正した等（第3条の改正及び第3条の2の追加）。

○ 人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
30. 3. 6	第10号	30. 3. 6	○ 第4条第3項で引用している勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和33年福島県人事委員会規則第10号）が、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成30年人事委員会規則第9号）により全部改正されたことに伴う改正。

○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
30. 3. 27	第13号	30. 4. 1	○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関し、再就職者による依頼等の届出手続の対象となる地方公共団体について追加した。

第6 労働基準監督関係業務

地方公務員法第58条第5項の規定により職員の勤務条件に関しては、現業職員(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員)を除き、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使することになっている。

1 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と福島労働局長がその都度協議して決定している。

(1) 平成29年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

号別区分決定・廃止の状況

区分	事業所の名称	号別区分	労働基準監督機関	新設・廃止年月日
廃止	環境医学研究所	12号	人事委員会	平成29年3月31日
廃止	小高商業高等学校	12号	人事委員会	平成29年3月31日
廃止	小高工業高等学校	12号	人事委員会	平成29年3月31日
決定	動物愛護センター(支所2)	13号	労働基準監督署	平成29年4月1日
決定	小高産業技術高等学校	12号	人事委員会	平成29年4月1日
決定	たむら支援学校	12号	人事委員会	平成29年4月1日
廃止	県中家畜保健衛生所	官公署の事業	人事委員会	平成30年1月31日
廃止	県南家畜保健衛生所	官公署の事業	人事委員会	平成30年1月31日
廃止	いわき家畜保健衛生所	官公署の事業	人事委員会	平成30年1月31日
決定	中央家畜保健衛生所	官公署の事業	人事委員会	平成30年2月1日

(2) 平成30年2月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	主な業種	事業所名	
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	12号	教育研究調査	危機管理部	消防学校
			生活環境部	環境創造センター(環境放射線センター、支所)
			保健福祉部	総合衛生学院、衛生研究所(支所(2))
			商工労働部	テックアカデミー(3)、ハイテクプラザ(技術支援センター(3))
			農林水産部	農業総合センター(果樹研究所、畜産研究所(分場1)、地域研究所(2)、浜地域農業再生研究センター、農業短期大学校)、林業研究センター、水産試験場(支場)、内水面水産試験場
			教育委員会	教育センター、図書館、美術館、博物館、養護教育センター、学校(104)※1、郡山自然の家、会津自然の家
			警察本部	警察学校
労働基準監督署	3号	土木建設	土木部	建設事務所(8)(土木事務所(11))、港湾建設事務所(2)、流域下水道建設事務所(2)、大峠・日中総合管理事務所
	4号	旅客貨物運送	土木部	福島空港事務所
	13号	保健衛生	保健福祉部	保健福祉事務所(6)(出張所)、動物愛護センター(支所(2))、児童相談所(4)、障がい者総合福祉センター、若松乳児院、福島学園、郡山光風学園、大笹生学園、総合療育センター、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター
			教育委員会	盲・聾・養護学校寄宿舎(4)

※1 平成29年4月1日から休校となっている「双葉高校、浪江高校、富岡高校、双葉翔陽高校」を含む。

官公署の事業(労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)と労働基準監督機関

監督機関	事業所名	
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	知事部局本庁	
	総務部	地方振興局(7)(県北地方振興局に吉倉出張所を含み、いわき地方振興局に内郷出張所を含む。)、東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所
	危機管理部	消防防災航空センター
	企画調整部	ふたば復興事務所
	保健福祉部	食肉衛生検査所
	商工労働部	計量検定所
	農林水産部	農林事務所(県南、会津農林事務所の森林林業部を除き、相双農林事務所に大柿ダム管理事務所を含む。)(7)(農業普及所(7))(林業指導所)、県南農林事務所森林林業部、会津農林事務所森林林業部、水産事務所、病虫害防除所、家畜保健衛生所(4)
	土木部	ダム管理事務所(1)、あぶくま高原道路管理事務所
	議会事務局、教育庁、警察本部(県民サービス課、教養課、厚生課、留置管理課、監察課、少年課、生活環境課、地域企画課、捜査第三課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備課、機動隊)、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会	
	教育委員会	教育事務所(7)
	警察本部	警察署(22)、分庁舎(7)

2 職権行使の実績

人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使した実績は次のとおりである。

(1) 実地調査

実施時期：平成29年8月18日から8月30日

調査対象所属：7カ所（知事部局4カ所、教育委員会2カ所、警察本部1カ所）

調査対象職員：35人（7所属×1所属あたり5人）

※調査対象所属で超過勤務時間が多い職員の中から選定

調査項目：（所属）超過勤務の状況・原因・取組、休暇取得状況、健康診断受信状況、
両立支援制度に係る取組など

（職員）超過勤務縮減に向けた所属の取組についての考え、休暇取得状況、
両立支援制度の活用など

(2) 各任命権者人事担当課長に対する申し入れ

実施回数：4回

実施内容：（平成29年12月）勤務条件実態調査及び実地調査の結果に基づき、長時間労働は正及び職員の健康保持、両立支援の推進等、勤務条件等改善の取組を求めた（知事部局・教育委員会・警察本部 各1回）

（平成30年2月）教育委員会に対して策定したアクションプランの内容及び進行管理の方法を確認し、その確実な履行を求めた。

(3) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

総合安全衛生管理者 1件（知事部局）

衛生管理者 54件（知事部局9件、教育委員会27件、警察本部18件）

産業医 31件（知事部局12件、教育委員会8件、警察本部11件）

(4) 定期健康診断等結果報告

定期健康診断結果報告書及び心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）について、各任命権者より全ての所属の平成28年度結果報告を受領した。

(5) 36協定の届出の受理

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）に従事する職員以外の職員は労働基準法第36条の規定により、36協定の届出をした場合において時間外勤務・休日勤務をさせることができる」とされており、当委員会では平成29年度中に対象公所135カ所から届出を受理している。

(6) 特定機械等

新たに設置され、または部分変更されたボイラー等について、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則の規定により平成29年度中に落成検査等を実施した状況は次のとおりである。

また、平成29年度における性能検査の状況、関係法令による報告等の状況及び平成30年3月31日現在のボイラー等の設置状況は次のとおりである。

ア 落成等検査の状況

検査区分	事業所名	種類	基数	検査年月日	検査証交付年月日	使用目的・変更内容
落成検査	福島県庁（施設管理課）	前後組合せ形ボイラー	4	29.10.30	29.11.13	暖房
落成検査	県北農林事務所	ホイスト式天井クレーン	1	29.11.24	29.12.12	湛水防除
落成検査	小高産業技術高等学校	立て形ボイラー（水管付）	1	29.4.27	29.5.9	暖房
落成検査	警察学校	温水ボイラー	1	29.4.21	29.5.2	暖房

イ 性能検査の状況

区分	ボイラー合格基数	第一種圧力容器合格基数
計	58	22

ウ 報告等の状況
実績なし

エ ボイラー等の設置状況（平成30年3月31日現在）

区分 任命権者	ボイラー		第一種圧力容器		クレーン		備考
	事業所数	基数	事業所数	基数	事業所数	基数	
知事	9	17	6	15	1	1	
教育委員会	38	45	7	8	0	0	
警察本部	3	6	0	0	0	0	
計	50	68	13	23	1	1	

第7 公平委員会受託業務

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲を定める規則の制定及び職員団体の登録に関する事務等を処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

なお、人事委員会に対して、公平委員会の事務を委託している地方公共団体数は、平成29年度末（平成30年3月31日）現在で、次のとおりである。

(1) 市 町 村	54市町村 (8市 31町 15村)	}	<u>合計 77団体</u>
(2) 一部事務組合及び広域連合	23団体		

第8 公平審査関係業務

1 勤務条件に関する措置の要求

この制度は、労働基本権が制限されている職員の勤務条件を適正なものとするため、職員側から経済上の諸権利を確保する手段として、職員が本委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する保障請求権である(地方公務員法第46条～第48条)。

平成29年度の措置要求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分
なし

イ 市町村等からの受託分

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部認容	一部認容	棄却		
給与		1	1						1	1	0
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
その他											
計		1	1						1	1	0

※ () 内は要求事項の内訳数。

(2) 完結事案一覧表

ア 県分
なし

イ 委託分

事案名等	要 求 者	当 局	要求の内容	完結年月日	判 定
平成29(措)第1号	市町村職員	市町村長	手当の支給	平成30年1月24日	要求棄却

2 不利益処分に関する審査請求

この制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、当委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分を適法かつ妥当と認めるときは、これを承認し、処分の量定が不相当であると判断したときは、処分を修正し、違法又は著しく不相当であるとするときは、処分を取り消し、更に必要があれば、是正措置を指示する救済方法である（地方公務員法第49条～第51条の2）。

平成29年度の審査請求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)		
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打ち切り	判 定				計 (B)	
							処分取消	処分修正	処分承認			
分限処分	降給											
	降任											
	休職											
	分限免職											
懲戒処分	戒告											
	減給											
	停職		1	1								1
	懲戒免職		1	1								1
転任												
その他												
計			2	2								2
再 審												0

イ 委託分
なし

(2) 完結事案一覧表

ア 県分
なし

イ 委託分
なし

3 公平審査関係規則等の制定・改廃状況

平成29年度中に公布された公平審査関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 勤務条件に関する措置の要求に関する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
30. 3. 6	第9号	30. 3. 6	○ 手続規定として不足する内容を補い、制度利用者の利便性向上に資するため、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和33年福島県人事委員会規則第10号）の全部を改正した。

○ 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
30. 3. 20	第11号	30. 3. 20	○ 代理人の権限として、当事者へすべき通知等は代理人にすれば足りる旨を規定した他、勤務条件に関する措置の要求に関する規則の全部改正に伴い、公平審査制度の手続体系としての充実を図るための所要の改正を行った。

第9 人事行政相談業務

1 人事行政相談業務の概要

人事行政相談は、人事行政に関する職員の悩みに対して人事行政相談員が相談に応じ、職員への助言、関係当事者への調査・伝達等を行う制度であり、平成17年4月1日より実施している。

2 人事行政相談の状況について

平成29年度の相談の状況は次のとおりである。

(1) 職員の所属団体別相談状況

(単位：件)

所属団体	相談件数
県	16
市 町 村	18
一部事務組合	1
不明（匿名相談等）	1
合計	36

(2) 相談内容、相談方法別相談状況

(単位：件)

相談内容	相談方法						計
	面接	電話	手紙	F A X	メール		
任用		1				1	
給与		5			2	7	
勤務時間・休暇		5				5	
服務		5				5	
健康安全、厚生福利	1	1				2	
パワハラ		4			2	6	
セクハラ		3				3	
パワハラ以外のいじめ等							
人事評価		1				1	
その他	2	4				6	
合計	3	29			4	36	

(3) 相談内容、処理状況別相談状況

(単位：件)

相談内容	相談方法	処理状況							計
		制度の説明	助言	当局へ伝達	調査	話し合い	指導・あっせん	その他	
任用			1						1
給与		5		2					7
勤務時間・休暇			2					3	5
服務		2	2					1	5
健康安全、厚生福利		1	1						2
パワハラ		3	3						6
セクハラ			2	1					3
パワハラ以外のいじめ等									
人事評価		1							1
その他			5					1	6
合計		12	16	3				5	36

第10 職員団体関係業務

1 職員団体の登録の状況

職員団体の登録は、地方公務員法第53条の規定に基づき、職員団体が一定の要件を備えかつ自主的、民主的に組織されていることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

職員団体の新たな登録や、職員団体の規約若しくは職員団体登録申請書の記載事項に変更があった場合又は解散した場合には、職員団体の登録に関する条例(昭和41年福島県条例第25号)第3条及び第4条の規定により、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

平成29年度に変更登録した職員団体は、次のとおりである。

職員団体名	登録年月日	登録内容等
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	平成29年4月11日	役員の変更
自治労福島県職員労働組合	平成29年4月18日	役員の変更
福島県立高等学校教職員組合	平成29年4月18日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	平成29年4月18日	役員及び従たる事務所の所在地の変更
福島県学校事務労働組合	平成29年4月18日	役員の変更
自治労伊達市職員労働組合	平成29年4月28日	役員の変更
自治労檜葉町職員労働組合	平成29年5月16日	役員の変更
自治労柳津町職員労働組合	平成29年6月7日	役員の変更
自治労相馬市職員労働組合	平成29年6月16日	役員の変更
自治労猪苗代町職員労働組合	平成29年12月19日	役員の変更
浅川町職員組合	平成29年12月19日	役員の変更
中島村職員労働組合	平成29年12月19日	役員の変更
福島県教職員組合	平成29年12月19日	規約の変更
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	平成29年12月19日	役員の変更
自治労双葉町職員組合	平成29年12月19日	役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	平成30年1月4日	役員の変更
自治労会津美里町職員労働組合	平成30年1月4日	役員の変更
自治労川俣町職員労働組合	平成30年1月4日	規約及び役員の変更
自治労会津坂下町職員労働組合	平成30年1月4日	役員の変更
天栄村職員労働組合	平成30年1月4日	役員の変更
自治労須賀川市職員労働組合	平成30年1月4日	役員の変更
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	平成30年1月15日	役員の変更
大熊町職員労働組合	平成30年1月15日	役員の変更
二本松市職員労働組合	平成30年1月15日	役員の変更
自治労飯舘村職員労働組合	平成30年1月23日	役員の変更
自治労西会津町職員組合	平成30年1月23日	役員の変更
自治労古殿町職員労働組合	平成30年1月29日	役員の変更
自治労二本松市職員労働組合	平成30年3月6日	役員の変更
自治労国見町職員労働組合	平成30年3月6日	役員の変更
自治労喜多方市職員労働組合	平成30年3月14日	役員の変更
自治労東白衛生職員労働組合	平成30年3月27日	役員の変更
自治労大玉村職員労働組合	平成30年3月27日	役員の変更
石川町役場職員組合	平成30年3月27日	役員の変更
富岡町職員労働組合	平成30年3月27日	役員の変更
自治労塙町職員労働組合	平成30年3月27日	役員の変更
自治労南会津町職員労働組合	平成30年3月27日	役員の変更

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
自治労新地町職員労働組合	平成30年3月27日	役員の変更
自治労湯川村職員労働組合	平成30年3月30日	規約及び役員の変更
自治労矢祭町職員組合	平成30年3月30日	役員の変更
自治労檜葉町職員労働組合	平成30年3月30日	役員の変更
小野町職員労働組合	平成30年3月30日	役員の変更

なお、平成29年度末現在で登録を行っている職員団体は、次のとおりである。

※自治労相馬市職員労働組合の登録年月日は、設立当時の書類が消失しているため不明である。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	法 人 格 の 有 無	備 考
自治労南相馬市職員労働組合	昭41.9.17	無	H20.4.1から公平委員会事務を受託
自治労福島県職員労働組合	41.11.11	有	
福島県高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県立高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県教職員組合	41.11.11	〃	
自治労須賀川市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労喜多方市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労相馬市職員労働組合	※	無	H13.4.1から公平委員会事務を受託
二本松市職員労働組合	42.1.21	有	
自治労川俣町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労二本松市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労本宮市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労南会津町職員労働組合	42.1.21	〃	
下郷町職員労働組合	42.1.21	〃	
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労猪苗代町職員労働組合	42.1.21	〃	
西会津町職員組合	42.1.21	〃	
自治労会津坂下町職員労働組合	42.1.21	〃	
金山町職員組合	42.1.21	〃	
自治労塙町職員労働組合	42.1.21	〃	
石川町役場職員組合	42.1.21	〃	
浅川町職員組合	42.1.21	無	
自治労古殿町職員労働組合	42.1.21	〃	
小野町職員労働組合	42.1.21	有	
自治労檜葉町職員労働組合	42.1.21	〃	
富岡町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労大玉村職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労湯川村職員労働組合	42.1.21	〃	
玉川村職員労働組合	42.1.21	〃	
平田村職員組合	42.1.21	〃	
自治労浪江町職員組合	42.2.10	〃	
自治労新地町職員労働組合	42.2.10	〃	
大熊町職員労働組合	42.2.10	〃	
天栄村職員組合	42.2.28	〃	
只見町職員労働組合	42.3.28	〃	
自治労鏡石町職員労働組合	42.5.30	〃	

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
自治労双葉町職員組合	42.6.20	有	
自治労飯館村職員労働組合	42.6.29	〃	
自治労葛尾村職員組合	42.8.5	無	
自治労棚倉町職員労働組合	42.10.6	有	
自治労東白衛生職員労働組合	43.12.21	〃	
自治労国見町職員労働組合	48.3.7	〃	
自治労伊達市職員労働組合	48.4.20	〃	
泉崎村職員労働組合	48.7.30	〃	
川内村職員労働組合	48.11.12	〃	
自治労桑折町職員労働組合	48.11.12	〃	
自治労矢祭町職員組合	49.7.8	〃	
中島村職員労働組合	49.8.5	〃	
伊達地方衛生処理組合職員労働組合	49.10.3	〃	
自治労西郷村職員労働組合	50.2.15	〃	
自治労柳津町職員労働組合	50.6.21	〃	
自治労白河地方広域市町村圏整備組合職員労働組合	51.2.16	〃	
鮫川村職員労働組合	51.10.29	〃	
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	52.10.13	〃	
田村広域行政組合職員労働組合	56.12.23	〃	
自治労双葉地方広域市町村圏組合職員労働組合	60.3.27	〃	
自治労会津美里町職員労働組合	63.3.7	無	
自治労広野町職員組合	平2.2.28	〃	
福島県学校事務労働組合	4.6.20	有	
計 59 団体		52団体	

2 管理職員等の範囲を定める規則の改正

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、「県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」及び「県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」を定めているが、平成29年度の改正等は次のとおりである。

(1) 県職員関係

行政組織の改正等により機関及び職の改廃等があったので、規則の一部改正（平成29年福島県人事委員会規則第15号）を行った。その結果、管理職員等の範囲は、次のとおりである。

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 局主幹 総務課長補佐 秘書係長
知事部局（出納局を含む。） 本 庁 機 関	危機管理監 部長 出納局長 原子力損害対策担当理事 理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 技監 政策監 知事公室長 風評・風化対策監 国際研究産業都市推進監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産業振興監 部次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部 参事 課長 室長 企業誘致担当課長 空港利活用担当課長 部 主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 知事公室秘書課の副課長及び主任主査 同課の主査、副主査及び主事（知事又は副知事と行動を共にする者に限る。）同室政策調査課の主幹及び副課長 同室広報課の統括担当の主幹 財務総室財政課の主幹、副課長及び主任主査 人事総室の副課長 同総室に置かれる課（職員業務課を除く。）に置かれる主任主査及び主査並びに人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 文書管財総室文書法務課の法令審査担当の主幹及び主任主査 守衛長 企画調整総室企画調整課の企画調整担当の主幹 同総室復興・総合計画課の計画調整担当の主幹 出納局出納総務課の公金管理担当の主幹
出 先 機 関	
地 方 振 興 局	局長 次長 部長 室長 副部長 副室長
東 京 事 務 所	所長 次長 課長
大 阪 事 務 所	所長 次長
北 海 道 事 務 所	所長 次長
名 古 屋 事 務 所	所長
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	所長
消 防 学 校	校長 副校長
ふ た ば 復 興 事 務 所	所長 次長
環 境 創 造 セ ン タ ー	副所長 部長 環境放射線センター所長 支所長
保 健 福 祉 事 務 所	所長 副所長 部長 出張所長
児 童 相 談 所	所長 次長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長 次長
障 が い 者 総 合 福 祉 セ ン タ ー	所長 次長
若 松 乳 児 院	院長 次長
福 島 学 園	園長 副学園長
郡 山 光 風 学 園	園長 次長

機 関	職
大 笹 生 学 園	園長 次長
総 合 療 育 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 診療相談部長 看護部長
女性のための相談支援センター	所長 次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長 次長
総 合 衛 生 学 院	学院長 副学院長 事務長
衛 生 研 究 所	所長 副所長
計 量 検 定 所	所長 次長
テ ク ノ ア カ デ ミ ー	校長 副校長
ハ イ テ ク プ ラ ザ	所長 副所長 技術支援センター所長
農 林 事 務 所	所長 次長 部長 副部長 農業普及所長 農業普及所次長 林業指導所長
水 産 事 務 所	所長 次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長 次長
農 業 総 合 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 部（室）長 研究所長 研究所副所長 浜地域農業再生研究センター所長 研究所分場長 農業短期大学 校長 農業短期大学校副校長
林 業 研 究 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長
水 産 試 験 場	場長 副場長 事務長 いわき丸船長 支場長
内 水 面 水 産 試 験 場	場長 事務長
建 設 事 務 所	所長 次長 総務部長（県北建設事務所、県中建設事務所、会津若松建設事務所及びいわき建設事務所に置かれるものに限る。）
土 木 事 務 所	所長
あぶくま高原道路管理事務所	所長
大峠・日中総合管理事務所	所長
鮫川水系ダム管理事務所	所長
港 湾 建 設 事 務 所	所長 次長
福 島 空 港 事 務 所	所長 次長
流 域 下 水 道 建 設 事 務 所	所長 次長
教 育 委 員 会	
教 育 庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事 課長 庁主幹 企画主幹 教育総務課の人事担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 高校教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事
教 育 本 部	
教 育 事 務 所	所長 次長 学校教育課長 管理主事
教 育 セ ン タ ー	所長 次長 部長
特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー	所長
図 書 館	館長 副館長 企画管理部長
美 術 館	館長 副館長
博 物 館	館長 副館長

機 関	職
自 然 の 家 県 立 学 校	所長 次長 校長 副校長（ふたば未来学園高等学校に置かれるものに限る。） 教頭 事務長 福島丸船長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	事務局長
人 事 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長 主任主査 主査
監 査 委 員 事 務 局	事務局長 次長 課長 監査参事 副課長
労 働 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	事務局長

備考 1 この表に掲げる職は、法令にその定めのあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。

2 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則（平成15年福島県規則第24号）第22条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

3 この表において、次長、副部長、副所長、副学園長、副学院長、副校長、研究所副所長、農業短期大学校副校長、副場長、副館長、教頭及び副課長（監査委員事務局に係るものに限る。）とは、これらの職にある者のうち人事又は労務を担当する者をいう。

(2) 公平事務委託団体関係

行政組織、職制の改正等に伴い、次の団体について規則の一部改正を行った。

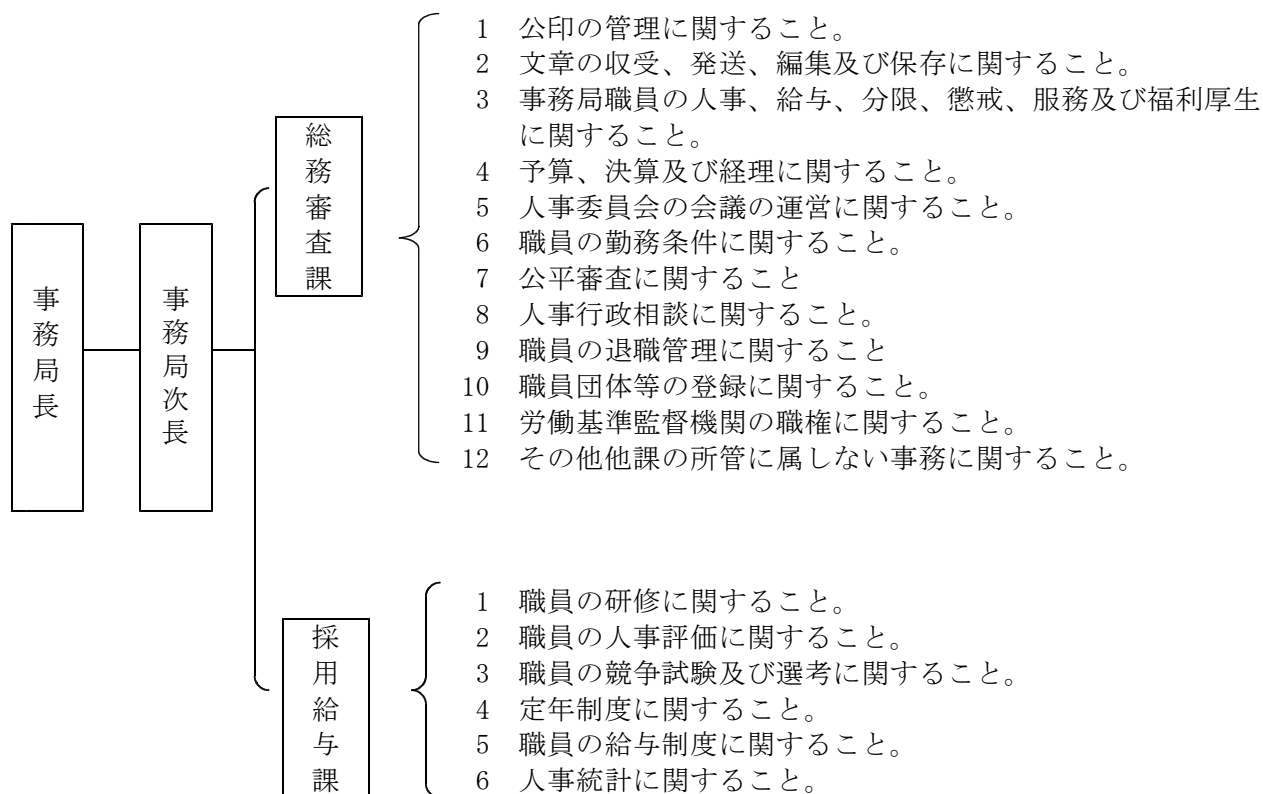
○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	改 正 団 体 名
29. 7. 14	第17号	29. 7. 14	南相馬市 伊達市 天栄村 中島村 矢吹町 富岡町 檜葉町 浪江町 安達地方広域行政組合

第11 その他

1 事務局の組織及び分掌事務

事務局の組織及び分掌事務は、次のとおりである。



2 事務局職員名簿

(平成30年4月1日現在)

職 名		氏 名	備 考
事 務 局 長		笠 原 裕 二	
事 務 局 次 長		吉 成 宣 子	
総 務 審 査 課	課 長	(兼)吉 成 宣 子	
	主 幹 兼 副 課 長	長 谷 川 利 嗣	
	主 任 主 査	荒 川 麻 知 子	
	副 主 査	七 海 瑠 美	
	副 主 査	安 積 鷹 彦	
主 事	(併)三 瓶 直 樹 (併)橋 本 政 靖 (併)小 林 翼		
採 用 給 与 課	課 長	佐 藤 等	
	副 課 長 兼 主 任 主 査	丹 治 貴 子	
	主 任 主 査	市 川 和 広	
	主 査	松 木 千 恵	
	主 査	(併)安 齋 一 則	
	主 査	(併)宍 戸 一 雅	
	主 事	高 岡 尋 貴	
主 事 員	山 崎 有 紀		
専 門 員	渡 辺 武 彦		

3 諸会議の開催状況

平成29年度の人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	全国人事委員会連合会	東北・北海道地区人事委員会協議会
29. 4. 24		委員長・事務局長会議（宮城県）
29. 6. 22	第125回総会（東京都）	
29. 7. 6～7	公平審査事務研修会（大阪府）	
29. 8. 29～30		委員・事務局長合同会議（秋田県）
29. 9. 5		給与事務会議（山形県）
30. 1. 30～31		給与事務研修会（青森県）
30. 1. 25～26		任用事務会議（北海道）